# 経営発展支援事業等(新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、 新規就農者確保緊急対策のうち初期投資促進事業及び 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち初期投資促進事業)に係る

# 茨城県新規就農者育成方針

令和5年12月 茨城県農林水産部農業経営課

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下、「総合対策実施要綱」という。)別記1の第7の1、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下、「緊急対策実施要綱」という。)別記6の第7の1及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下、「円滑化対策実施要綱」という。)別記2の第7の1に基づき、標記方針を以下のとおり定める。

#### 1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

#### (1) 課題

本県は農業産出額が全国第3位(令和3年)、東京都中央卸売市場における青果物取扱高が19年連続日本一(令和4年)である一方、販売農家1戸当たりの生産農業所得は全国第10位(令和3年)に留まっている。

このような中、本県農業の成長産業化を進めるためには、意欲ある人材の就 農・定着を支援し、経営感覚に優れた経営者を育成することにより、「儲かる農 業」の実現に向けた動きを加速化させるとともに、持続可能な農業に向けた取組 を推進する必要がある。

### (2) 目標

茨城県総合計画の達成に向けて、以下を目標とする。

- ア 農業をビジネスとして捉え、早期に儲かる農業を実現することができる経営 発展ロールモデルを育成する。
- イ 取組成果等を就農希望者等に提示するとともに、若手農業者に波及させることにより、「儲かる農業」を実践し、本県農業を牽引する人材を育成する。

- 2 新規就農者に対するサポート内容
- (1) 就農希望者への支援
  - ア (公社) 茨城県農林振興公社(新規就農相談センター) が茨城県のワンストップ就農相談窓口として相談を受け、セミナーや相談会、現地見学会・農業体験・インターンシップを開催するとともに、ホームページ「茨城就農コンシェル」にて、就農に係る様々な情報を提供する。

#### (2) 就農前後の支援

- ア (公社) 茨城県農林振興公社 (新規就農相談センター) が農業の無料職業紹 介所として、雇用就農希望者に対し、県内の農業法人等の紹介を行う。
- イ 県内 12 カ所で、市町村、茨城県各農林事務所経営・普及部門及び地域農業改良普及センター、JA などが連携した支援体制の下、地域の実情に合わせた支援を行う。
- ウ 茨城県の各農林事務所経営・普及部門及び地域農業改良普及センターが主催 する新規就農者向けの講座や、地域の若手農業者組織への加入などを通じて、 新規就農者同士の交流・情報交換ができる場を提供する。
- エ 経営の発展段階に応じた総合的な学びの場を提供する「いばらき農業アカデミー」において、経営管理、財務管理、販売やマーケティング等について学ぶ機会を設ける。
- オ 茨城県農業参入等支援センターが、経営発展を目指す農業者、農業分野へ参 入する企業に対し、関係機関との仲介や各種支援制度の紹介、専門家からなる 支援チームの派遣、農地情報の提供等、相談内容に応じた様々な支援を行う。
- 3 交付対象者候補を選定するために県が独自に設定する要件
- (1) 交付対象者候補を選定するための要件について、総合対策実施要綱別記1の第 5の1、緊急対策実施要綱別記6の第5の1または円滑化対策実施要綱別記2の 第5の1に定めるもののほか、県が独自に設定する要件は以下のとおりとする。
  - ア 総合対策実施要綱別記2の経営開始資金または円滑化対策実施要綱別記1の 経営開始支援資金(以下、「経営開始資金等」という。)による助成金の交付を 現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
  - イ 経営発展支援事業等に採択された場合は、今後経営開始資金等の交付を受け ないこと。
  - ウ 県が行う事例紹介に協力すること。
  - エ 事業採択年度の翌年度までに、県が開催する「いばらき農業アカデミー」の 経営スタートアップ講座を受講し、経営計画の作成または見直しを行うこと。

- 4 交付対象者候補を選定するための県加算ポイントの設定
- (1) 県が設定する取組等によるポイント付け

経営発展支援事業等の交付対象者候補を選定するための基礎となる総合対策実施要綱別記1の別表1の2の(2)、緊急対策実施要綱別記6の別表1の2の

(2) または円滑化対策実施要綱別記2の別表1の2の(2) に基づく県加算ポイントを別表のとおり設定し、経営発展支援事業等の助成を受けようとする者の 取組に対してポイント付けを行う。

#### (2) 交付対象者候補の選定

総合対策実施要綱別記1の別表1の1、緊急対策実施要綱別記6の別表1の1 または円滑化対策実施要綱別記2の別表1の1で定める共通ポイントと(1)によるポイントの合計値が高い順に、経営発展支援事業等の助成を受けようとする者に優先順位付けを行い、優先順位が高い者から県予算の範囲内で交付対象者候補を選定する。

なお、同ポイントの場合は(1)によるポイントの高い順、(1)によるポイントも同点である場合は生年月日の遅い者から順に優先順位付けを行う。

#### (3) ポイント調整方法

- (1)で交付対象者候補に付けたポイントの合計と、総合対策実施要綱別記1 別表1の2の(1)、緊急対策実施要綱別記6の別表1の2の(1)または円滑化 対策実施要綱別記2の別表1の2の(1)で算出する県が使用できる県加算ポイントを比較し、過不足が生じる場合は以下によりポイントの調整を行う。
- ア 余剰県加算ポイントの半分を交付対象者候補の人数で均等に割り振りを行う (小数点以下切り捨て)。
- イ アで割り振りした県加算ポイントの残りを、(1)で付けたポイントを基に按 分して割り振りを行う(小数点以下切り捨て)。
- ウ イでポイントが余った場合、優先順位の高い者から順に1ポイントずつ割り 振りを行う。
- エ 県加算ポイントが不足する場合は、ア〜ウに準じてマイナスポイントの割り 振りを行う。

#### (4) 交付対象者候補の国への提出

(3) でポイント調整を行った交付対象者候補について、総合対策実施要綱別記1の第9の2の(2)のア、緊急対策実施要綱別記6の第9の2の(2)のアまたは円滑化対策実施要綱別記2の第9の2の(2)に基づき、関東農政局長に提出する。

## (別表)

(/,	川表) 	中央	.⊢ 业/.	/± ±z
	項目	内容	点数	備考
1	実績	(1) 自らの経営を開始する前に、他の経営 体で1年以上農業経営に従事した経験があ る。	2点	農業経営に従事することの例として、親元で農業経営に従事する、経営 継承を前提に特定の農業者において農業経営に従事する、法人の部門長 として勤務するなど、農業に従事するとともに経営にも携わることが挙 げられる。
		(2) (1)で農業経営に従事した期間中に、 (1)の経営体が収入金額2,000万円を達成している又は主たる従事者一人当たりの所得580 万円を達成している。	8点	
		(3) (1)の経営体を継承する。	3点	【配点】 3点:既に経営を継承している、又は、今後の経営継承が確実である。
		(4) (1)の期間中に経営体の年間収入金額が増加している。	15点	【配点】 経営体の年間収入金額の増加額は、(1)の期間中(最大で直近3年間) において増加した年間収入金額の年平均を用い、年間収入金額の増加量 が100万円増加するごとに1点を付与する(最大15点)。
2	目標	(1)青年等就農計画において、収入金額2,000 万円又は主たる従事者の所得580万円を目標 (以下、「計画の目標」という。) としてい る。	2点	
3	販路	(1)計画の目標を達成するための品目ごとの 生産量を把握し、各販路の想定ができてお り、概ね生産した全量を販売できる見通しが ある。	1点	
4	労働力	(1)現状労働力が確保できており、計画の目標を達成するために必要な労働力を確保する 方法を説明できる。	1点	・調査時点においてまだ実際に労働力を確保(雇用)していない場合でも、被雇用者から内諾書をとっている場合は、被雇用者の氏名を記載することで労働力を確保できているとみなす。 ・家族も労働力としてカウントしてよい。
5	技術力	(1) 実務研修の受講状況	2点	【配点】 2点:農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けていることに加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている。 1点:農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている。
6	自己資金	(1)計画に対する自己資金割合	3点	【配点】 青年等就農計画における機械・施設の導入金額と同等の自己資金を持っ ているか 3点:10割以上。 1点:3割以上、10割未満。
		(1)ブランド化を図る	3点	【配点】 3点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる。 1点:青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。
		(2)有機農業を行う	3点	【配点】 3点:経営面積または飼養頭数の半分以上で、有機JAS認証を受けた(転換期間中を含む)有機農産物又は有機畜産物を生産している、又は、経営継承予定の経営体で生産している。 2点:経営面積または飼養頭数の一部(半分未満)で、有機JAS認証を受けた(転換期間中を含む)有機農産物又は有機畜産物を生産している、又は、経営継承予定の経営体で生産している。 1点:有機JAS認証はないが、青年就農計画の有効期間中に認証取得に向けて有機農業の取組を行っている、または行う予定である。
7	政策	(3)輸出を行う	3点	【配点】 3点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる。 1点:青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。

	(4))GAP認証 (第三者認証) を取得する		【配点】 1点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる。 0点:青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。
	(5)家族経営協定を書面で締結している		【配点】 1点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる。 0点:青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。
	(6)農業版事業継続計画 (BCP) を策定している		【配点】 1点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる。 0点:青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。
	(7)データを活用した農業を実践する		【配点】 1点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる。 0点:青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。
	(8)農業経営を法人化する	2点	【配点】 2点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる。 1点:青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。
	(1)かんしょ	1点	【配点】 1点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる、又は、青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。
8 品目・品	(2)恵水	1点	【配点】 1点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる、又は、青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。
種	(3)常陸の輝き	1点	【配点】 1点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる、又は、青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。
	(4)常陸牛	1点	【配点】 1点:現在取り組んでいる又は継承予定の経営体で取り組んでいる、又は、青年等就農計画の有効期間中に取り組む予定である。
合計 (最大)		56点	